

2022/02/28

件名：新型コロナウイルス（カナダを出国するワクチン未接種の外国人に対する猶予期間の延長及び抗原検査の陰性結果でも分子検査の代替が可能となる措置）

カナダ政府は、2月25日、カナダを出国するワクチン接種を完了していない外国人に対する、一定の公共交通機関を利用する際のワクチン接種義務の猶予期間を本年8月31日まで延長する旨を、また2月28日、これらの者に求められる証明書として抗原検査の陰性結果が新たに認められる旨発表しました。

#### 【ポイント】

●カナダ国内を出発する航空機等を利用する際のワクチン接種義務に関して、ワクチン接種を完了（※）しておらず、カナダの永住権を保持していない外国人に対するカナダを出国する際の猶予期間が（当初予定の2022年2月28日から）2022年8月31日まで延長される。

※ ワクチン接種の完了について、カナダ政府ウェブサイトでは以下のように記載されている。

ワクチン接種を完了したと認められるためには、旅行の日の少なくとも14日前までに以下を完了していなければならない：

- ・ 旅行のためにカナダ政府から承認を受けたワクチンを少なくとも2回以上接種すること、
- ・ 承認を受けた2種類のワクチンを混合接種すること、又は
- ・ 少なくとも1回以上のヤンセン／ジョンソン・アンド・ジョンソンのワクチンを接種すること。

●2022年2月28日より、ワクチン接種を完了しておらず、カナダへの永住権を保持していない外国人でカナダから出国しようとする者は、搭乗の要件を満たすために、新型コロナウイルスの分子検査の陰性又は少なくとも10日前から180日前までの間の陽性結果のほか、迅速抗原検査の陰性結果を選択することが可能。

詳細については、以下のカナダ政府ウェブサイトをご確認ください。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/domestic-travel>

在カナダ日本国大使館

電話：(613) 241-8541

メール：consul@ot.mofa.go.jp

ホームページ：[https://www.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)